

令和6年6月5日

令和6年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和6年6月5日会議提出議案一覧表

議案第 1 号	令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 2 号	令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第 3 号	令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第 4 号	令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第 5 号	鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	・・・ 1
議案第 6 号	鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について	・・・ 39
議案第 7 号	工事請負契約の締結について	・・・ 41
議案第 8 号	三重南消防通信指令事務協議会の設置について	・・・ 42
議案第 9 号	鳥羽市都市マスタープランの策定について	・・・ 48
報告第 3 号	令和5年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・ 49
報告第 4 号	令和5年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について	・・・ 51

議案第 5 号

鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部改正について

鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、関係条例について所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条
例の一部改正)

第1条 鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め
る条例(平成30年条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)

」を「

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)

第5章 雑則(第35条)

」に改める。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援セ
ンター」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、
必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の
措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、
法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活
用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援
事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第
3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業
者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援
(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条
第30号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅
介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に
3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に

次の１項を加える。

- ３ 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに１とする。

第６条第３項第２号中「同一敷地内にある」を削る。

第７条第２項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第８項を同条第９項とし、同条第７項各号列記以外の部分中「第４項」を「第５項」に改め、同項第１号中「第４項各号」を「第５項各号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「第４項第１号」を「第５項第１号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「第７項」を「第８項」に改め、「この条において」を削り、同項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス

計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号を同条第13号の2とし、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条中第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号から第19号まで

を1号ずつ繰り上げ、第20号を第18号の2とし、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第16条中第21号を第19号とし、第22号を第19号の2とし、第23号を第20号とし、第24号から第28号までを3号ずつ繰り上げ、同条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第26号とし、同条中第30号を第27号とする。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第26条中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号イの規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第190条）

第2節 人員に関する基準（第191条―第193条）

第3節 設備に関する基準（第194条・第195条）

第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）

」を「

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第190条）

第2節 人員に関する基準（第191条—第193条）

第3節 設備に関する基準（第194条・第195条）

第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）

第10章 雑則（第203条）

」に改める。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「業務」を「職務」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

（8） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

（1） 指定短期入所生活介護事業所

（2） 指定短期入所療養介護事業所

- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第48条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内の」を削り、「できる」を「できるものとする」に改める。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「とあるのは第28条」と、同項第4号を「とあるのは「第28条」と、同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号と

し、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第63条第2項第1号中「次に定めるところによる。」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削り、同項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身

体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第1項ただし書中「業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第86条第2項第2号中「次に定めるところによる。」を削る。

第92条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身

体の拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体
の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第
8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る
ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装
置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催
するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底
を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修
を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する
方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能
型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の
生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の
負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用し
て行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第
4号中「に規定する身体拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、
同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め
る。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業
所」に改め、同項ただし書中「業務」を「職務」に、「できる」を「できるも
のとする」に改め、同条第7項ただし書中「置かないことができる」を「置か

ないことができるものとする」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第125条第1項中「（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）」を削り、同条第3項を同条第8項とし、同条第2項中「（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）」を削り、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。

以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第1項中「の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごと」を削り、「それぞれ当該各号に定めるところによる」を「次のとおりとする」に改め、同項第2号中「次に定めるところによる。」を削り、同条第2項ただし書中「指定地域密着型特定施設の」を削り、同条第6項ただし書中「業務」を「職務」に、「できる」を「できるものとする」に改め、同条第7項中「第1項及び」を「第1項第1号、第3号及び第4号並びに」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第9項中「業務」を「職務」に改め、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「できる」を「できるものとする」に改める。

第147条第1項中「（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）」を削り、同条第2項中「（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）」を削り、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに

に、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に改める。

第151条第1項中「次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「次のとおりとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第3号中「次に定めるところによる。」を削り、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「業務」を「職務」に改め、同項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉

施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項中「第1項」を「第1項第2号及び第4号から第6号まで」に改め、同項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第3号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同項第4号中「介護支援専門員」を「栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員」に改め、同条第10項及び第11項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第152条第1項中「に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「の設備の基準は、次のとおりとする」に改め、同項第1号、第4号及び第5号中「次に定めるところによる。」を削り、同項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同号ただし書中「足りる」を「足りるものとする」に改め、同項第7号中「次に定めるところによる。」を削り、同号アただし書中「ただし」を「なお」に改める。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要

に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「業務」を「職務」に改め、同条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- （1） 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- （2） 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- （3） 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条第2項中「（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との

間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に改める。

第180条第1項第1号中「次に定めるところによる。」を削る。

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の2項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介

護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第102条」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にあり」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削り、「できる」を「できるものとする」に改める。

第195条第2項第2号中「次に定めるところによる。」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第5号及び第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の

規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第 1 節 基本方針（第70条）

第 2 節 人員に関する基準（第71条―第73条）

第 3 節 設備に関する基準（第74条）

第 4 節 運営に関する基準（第75条―第86条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）

」を「

第 4 章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第 1 節 基本方針（第70条）

第 2 節 人員に関する基準（第71条―第73条）

第 3 節 設備に関する基準（第74条）

第 4 節 運営に関する基準（第75条―第86条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）

第 5 章 雑則（第91条）

」に改める。

第 5 条第 1 項中「職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「員数は、次のとおりとする」に改め、同条第 3 項中「できる」を「できるものとする」に改める。

第 6 条第 1 項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「できる」を「できるものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項中「業務」を「職務」に改め、同項の表中「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第10項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第45条第1項ただし書中「業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基

準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第53条の見出し中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体の拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催

しなければならない。

第64条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加え、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条第1項中「（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）」を削り、同条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを

除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

」を「

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

第6章 雑則（第36条）

」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」

という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

- ２ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第６条第１項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第２項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の２項を加える。

- ３ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。
- ４ 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （１） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- （２） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第７条第２項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第３項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第４項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理

の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「に係る」を「について前条第1項の」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号中「第33条第13号」を「第33条第14号」に改め、同項第2号エ中「第33条第14号に規定する」を「第33条第15号の規定による」に改め、同号オ中「第33条第15号に規定する」を「第33条第16号の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5

号とし、同項第3号中「規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第9号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第12号及び第13号を次のように改める。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基

準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

第33条第14号中「に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない」を「の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする」に改め、同条中第26号を第27号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の2を第21号の2とし、同条第20号中「第21号」を「第22号」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「モニタリングに」を「第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条中第15号を第16号とし、第14号の2の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

第33条に次の2号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を

いう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第26条第3項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第

3 条の規定による改正後の鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第24条第3項（同条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 6 号

鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について

鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 鳥羽東中学校大規模改修工事（令和 6 年度） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 7 1 , 9 3 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県鳥羽市安楽島町 1 4 1 2 番地 1 7
株式会社 亀川組
代表取締役 亀川 稔 |

令和 6 年 6 月 5 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽東中学校大規模改修工事を行うため、工事請負契約を締結したく本提案とするものである。

議案第 8 号

三重南消防通信指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、次のように規約を定め、三重南消防通信指令事務協議会を設置することについて、関係地方公共団体と協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的に三重南消防通信指令事務協議会を設置するため、議会の議決を得たく本提案とするものである。

三重南消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、三重南消防通信指令事務協議会という。

（協議会を設ける市及び組合）

第3条 協議会は、伊勢市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

（協議会の担当事務）

第4条 協議会は、関係団体の区域（関係団体が消防事務を受託している区域を含む。）における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達その他の消防通信指令に関する事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、伊勢市楠部町159番地11伊勢市消防本部内に置く。

（組織）

第6条 協議会は、会長及び委員6人をもって組織する。

（会長）

第7条 会長は、伊勢市消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、会長を除く関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(副会長及び監事)

第9条 協議会に副会長を置き、松阪地区広域消防組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 協議会に、委員の互選により監事2人を置く。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(職員)

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体間の配分並びにその身分については、関係団体の消防長の協議により定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の消防職員のうちから選任する。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員として適しない非行があると認めるときは、当該職員の属する関係団体の消防長にその解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第 12 条 会議は、担任事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第 13 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(会議の運営)

第 14 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第 15 条 協議会は、担任事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、当該担任事務に関する伊勢市の条例、規則その他の規程（以下「伊勢市の条例等」という。）を関係団体の当該担任事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該担任事務をその定めるところにより管理し、及び執行する。

- 2 伊勢市は、担任事務に関する伊勢市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合と協議しなければならない。
- 3 伊勢市長は、担任事務に関する伊勢市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、速やかにその旨を鳥羽市長、熊野市長、志摩市長、三重紀北消防組合管理者、松阪地区広域消防組合管理者及び紀勢地区広域消

防組合管理者並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第 16 条 担任事務の管理及び執行に要する費用は関係団体が負担し、協議会の出納は伊勢市が行う。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の消防長が協議して定めるところにより算定した負担割合による。

3 鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合は、前項の規定により負担すべき額を負担金として伊勢市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第 17 条 担任事務の用に供する財産は、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分し、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合は、当該管理に関する伊勢市の条例等を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行う。この場合においては、第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第 18 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合における担任事務の承継については、関係団体が協議して定める。

(協議会の規程等)

第 20 条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担任事務に関し、必要な規程等を設けることができる。

附 則

この規約は、令和 6 年 8 月 8 日から施行する。

議案第 9 号

鳥羽市都市マスタープランの策定について

鳥羽市都市マスタープランを別冊のとおり策定することについて、鳥羽市議会基本条例第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、本市が目指すまちづくりを具体的に示すものとして、令和 6 年度から概ね 10 年間の都市計画に関する基本的な方針を策定したく、本提案とするものである。

報告第3号

令和5年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和6年 6月 5日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

令和5年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左の				源内訳		
					既収入特定財源	の		未収入支出金	特定財源	の	一般財源
						国	県				
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	戸籍事務事業	6,343,000	6,343,000	0	(国)	5,812,000	0			531,000
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	住民基本台帳事務事業	7,418,000	7,418,000	0	(国)	6,796,000	0			622,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得世帯等支援給付金 給付事業	118,328,000	49,072,000	0	(国)	49,072,000	0			0
4. 衛生費	1. 保健衛生費	予防接種事業	1,462,000	1,462,000	0	(国)	1,462,000	0			0
5. 農林水産業費	3. 水産業費	漁港整備事業	65,530,000	65,530,000	0	(国)	6,264,000 (県) 42,400,000	(市債) 16,800,000			66,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	地方道路整備（交付金）事業	15,897,000	15,662,000	0	(国)	8,406,000	(市債) 7,100,000			156,000
7. 土木費	5. 都市計画費	都市公園整備（交付金）事業	29,837,000	29,837,000	0	(国)	14,918,000	(市債) 14,900,000			19,000
7. 土木費	5. 都市計画費	都市公園等整備事業	51,001,000	48,301,000	0		0	(市債) 48,300,000			1,000
合 計			295,816,000	223,625,000	0	(国)	92,730,000 (県) 42,400,000	(市債) 87,100,000			1,395,000

令和6年6月5日 提出

鳥羽市長 中村 欣一郎

報告第 4 号

令和 5 年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和 6 年 6 月 5 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

令和5年度 鳥羽市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						企業債	補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	一般国道42号配水管(耐震管)布設工事	円 87,283,000	円 32,200,000	円 53,000,000	円 30,000,000	円 0	円 23,000,000	円 2,083,000	円	前年度の水管橋架設工事との接続を行うにあたり、工事期間を調整し実施する必要があるため